

令和5年度

学校教育指導の方針と重点



湯浅町教育委員会

I 方針

- 1 一人一人を大切にし、豊かな人間性と確かな学力を身につけた子供の育成
- 2 根気や自立性を高めるとともに、地域及び社会の形成者として必要な資質や能力を備えた子供の育成
- 3 自然や文化を慈しみ、郷土を愛し、互いに人権を尊重しあい、協力して問題を解決していく子供の育成
- 4 心身ともに健康で体力のあるたくましい子供の育成

Ⅱ 指導の重点

1. 特色と活力のある学校経営の確立と家庭・地域との連携の強化

- (1) 調和と統一のとれた学校経営を行い、見通しをもった運営や指導ができる体制の確立を図る。
- (2) 知識基盤社会に対応できる資質・能力を、系統立てて確実に身に付けさせる。
- (3) コミュニティ・スクールの仕組みを活かした活動を推進するとともに、家庭や地域への説明責任を果たし、広く学校教育活動の成果を公開し、得られた評価を活かして常に取組の見直しを図りながら、家庭や地域との協働を進め、地域とともにある学校づくりを推進する。
- (4) すべての教育活動を通じて、規範意識や道徳性を育成する。また、望ましい生活習慣を確立するために、家庭や地域、関係機関と連携しながらの取組を推進する。
- (5) 子供の生活基盤である家庭や地域の教育力の向上、文化の醸成に寄与する。
- (6) 社会教育との連携を図り、生涯学習の視点を重視しながら学校教育を進める。

2. 学習指導の充実

- (1) 具体的な達成目標を掲げ、すべての児童生徒に確かな学力をつけるための取組を実践する。また、そのために必要な授業時数の確保を積極的に行う。
- (2) 児童生徒の実態に応じて効果的な指導ができるように、P D C Aサイクルによる指導方法や評価方法等の工夫改善に努める。
- (3) 直接体験や人と関わる活動を重視し、その中で児童生徒一人一人の個性や長所を伸ばす。
- (4) ふるさと教育、防災教育、国際理解教育、情報教育、食育、キャリア教育、プログラミング教育など、今日的な課題に対応した教育内容を積極的に取り入れ、学習指導の充実を図る。

3. 道徳・人権教育の充実

- (1) すべての教育活動を通じて、児童生徒の人権尊重の精神や豊かな感性を培い、他人に対する寛容と温かい思いやりのある心を養う。
- (2) 一人一人が自己の責任を果たし、相互に認め合い助け合う望ましい集団の形成を図るとともに、協調して問題を解決していくために必要な資質・能力や、お互いに人間として尊重していく態度を育てる。
- (3) 道徳教育及び人権教育を推進していくために、指導計画の充実と効果的な学習単元の開発を図る。

4. 生徒指導の充実

- (1) 問題行動への対応方針や連絡・指導体制を確立し、方針に従って迅速かつ的確に対応できるようにする。また、家庭や地域、関係機関との連携を強化し、問題行動を未然に防ぐための児童生徒の健全育成方針を明確にして取り組む。

- (2) 問題行動も成長過程の中の現象と捉えるなど、児童生徒の健全な成長を促すため、多様で多面的な取組を工夫する。
- (3) 集団活動の場を多く設定し、児童会・生徒会等の自主的な活動の充実、特別活動等での自主性や連帯感の涵養を重視する。
- (4) 児童生徒が関わるすべての集団の質を高めていこう努める。
- (5) 教育相談の充実を図り、不登校やいじめ等の未然防止、早期発見、早期解消に努める。

5. ふるさと教育の推進

- (1) 地域の人材を活用した学習を積極的に推進し、ふるさと湯浅を知り、ふるさとへの愛着と誇りを持ち、ふるさに貢献できる子供を育成する。
- (2) 文化財等に興味や関心をも学習できる機会を提供するとともに、郷土の文化遺産の継承に取り組む。

6. 特別支援教育の充実

- (1) 特別に支援を要する児童生徒の実態を的確に把握し、個に応じた適正な支援計画や指導計画のもと、特別支援教育の充実を図る。

7. 健康安全と体力の向上

- (1) 児童生徒の基本的な生活習慣の確実な定着を図る。
- (2) 安全教育を充実させ、防災や安全管理の徹底に努める。
- (3) 自他の生命を尊重する態度を養う。
- (4) 運動に親しむ態度を養うとともに、体位・体力の向上を図り、健康でたくましい子供を育成する。

8. 幼児期教育の充実

- (1) こども園、保育園、幼稚園、小学校、中学校それぞれの連携を強化し、就学前から義務教育終了までの子供の豊かな育ちをつなぐため、系統的な教育の充実を図る。

9. 教育の情報化の推進

- (1) 各小中学校における ICT 教育環境の整備と ICT を活用した教育内容の充実を図る。

※ 教職員の働き方の工夫

子供や保護者に向き合う時間や教材研究をする時間の一層の確保のため、教職員一人一人が、緊急性や重要性、徹底度といった尺度で仕事に軽重をつけながら効率的に仕事をするとともに、新しい実践に挑戦しようとする姿勢を身につける。

湯浅町教育委員会

〒643-0002

和歌山県有田郡湯浅町

青木 668-1

TEL : 0737-63-1111

FAX : 0737-62-3601